

2019年6月1日勉強会「今、被災地福島県の本物の姿は？」記録メモ

講師： みさと法律事務所 松浦 麻里沙弁護士

一部では風化しているようにも言われているが、訴訟している方のかかえる困難を紹介したい

全国の18か所の裁判所で30以上の訴訟が継続（係属）している。原告の人数は1万人を超える。国と東京電力の双方を被告としている訴訟ではすでに多くの判決が出ている。

さいたま地裁ではあと1年少々では判決が出るという段階。

千葉地裁（2017,19年）以外は国の損害賠償責任を認める判決が出ている。東京電力の責任はすべての判決で認めている。ただし控訴されているので引き続き高裁で審理されている。

何を求めているか？

（1）東京電力の責任

「原子力損害の賠償に関する法律」

原発事故で被害を発生させた場合、運転者の無過失責任が認められている。

（2）国の責任

国策で原発を推進し、建設・営業の許可を出した。

東電の態度：「過失はないが法律の規定に従って賠償する」・・・被害者救済に後ろ向き、消極的。

国の態度：「過失や責任はないが災害（被災者）支援の立場」

原告の主張：「国も加害責任に基づく賠償を」

被災者が傷つくパターン「まだやっているのか」「もう復興したので大丈夫なのでは？」

被災者の立場の違い：

立場1：避難指示された。しかし具体的情報はなし

立場2：避難指示がないが自主的に避難した人あるいは避難指示が解除されたが帰還しない人

国の対応は上記立場によって大きく分かれる

しかしほんのわずかな違いで大きな不利益をしいられて不公平ともいえる。「好きで非難したのではない」

避難に伴うストレス

・生活費の増加（生活物質を一通り買い揃えなくてはならない）（物価が高い）（野菜・コメなど買ったことがない）

・職業・職場 同じ収入が得られない。農業をする農地がない。

・福島から来たことを言いくい（いじめ）（厄介者扱い）

非難するかしないかで家族でいさかいが起こる 祖父母・夫は反対

母子避難 生活費が倍加 週末の訪問 ストレスと経費 →離婚

帰還： 避難先に定着している。小学生が高校生になっている

辛いこと お金に換算できるもの →費用弁済

できないもの（慰謝料） ライフスタイルを変えなくてはいけない

ふるさと喪失/組・地域活動 互助会的な利益（自己実現 健康な生活 孤独死？ 交際）

職住接近から遠隔通勤へ 「それは普通のこと」「職住接近を選ぶかどうかは本人の自由のはず」

被害者の声：ネット上の情報+裁判傍聴でわかる。ぜひ裁判傍聴を。

#### 4. 放射線の問題

年間1ミリシーベルト「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」

→20ミリシーベルト/年間 帰還政策・避難指示解除 家賃保証を段階的に打ち切り

→経済的に追い詰められて帰還した人もいる 自由に選択できるようにしなくてはいけない

実際は帰還に追い込んでいます。

#### 5. 風化させない

埼玉にも原子炉があった 新都心のあたり 三菱マテリアル 放射性物質の貯蔵庫（日本の放射性廃棄物の60%）

三菱マテリアル さいたま地区 放射性廃棄物の保管管理

[http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/company/env\\_disclosure/saitama\\_admin.html](http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/company/env_disclosure/saitama_admin.html)

（参考資料 1 放射性廃棄物の保管に至った経緯, 2 放射性廃棄物の保管庫の現状）

大飯稼働差し止めの判決（福井地裁）がすばらしい

国富 豊かな国土で生活できること

被告は原発がCO2削減に資する、環境面で優れていると主張しているが原発事故は最大の公害

---

#### 【質疑応答と感想】

★この講演で触発され、被災者の抱える問題を考えていきたい。

★三郷でも除染されていないところは放射線量が国の基準を上回っている場所がまだある。自治体に除染を要請してきたが進まない。市も国の動向をみている「私有地が除染できないのは仕方がない」と。あとの除染は個人でやれと、許せない。

★Q & A :

1. 調停不調の経緯は？：ADRの仲裁センターの和解案を東電が蹴った理由は慰謝料の上乗せが支出が多くなるので多分受け入れなかったのでは。訴訟まで進む人にだけ払うという手法で賠償総額を抑えている。
2. 裁判官に忖度ということはないのか？：原発の差し止めについては左遷されるという噂はある。損害賠償についてはそれはなさそう。国の責任を認める判決が多い。
3. 賠償請求における相当因果関係は？個別事情はどの程度考慮されるか？  
立証できない場合、公害訴訟などの例を参考に、定型的判断で標準的な経費を計算している。慰謝料の中に雑費も入れて評価するというやり方もしている。
4. 資力のない人が裁判できるか？：弁護士費用は着手金はいただかないでやっている。訴訟の印紙代、1000万円に5万円の印紙を払う必要がある。通常、後払いの措置は出してくれる。判決後に受け取った補償金の中から払うとか、被告が払うか。
5. 残っている人が裁判を支援しているか？  
意見の違いで分断されている。地域が分断されている。  
福島地裁では避難していない人の訴訟はある。  
しかし、全体としては避難組と残留組の間でなかなかまとまらなくて難しい。

★浪江町：被災者のふるさとに帰りたい気持ちは強い。

また事故前に首都圏に移住した人もふるさと喪失している。

補足【埼玉の訴訟の状況】：

原告は96名 29世帯 避難指示の有無は半々くらい。

一般の人ができること

裁判の傍聴をしていただくとありがたい。関心が薄れているとプレッシャがなくなってしまう。

(次回の弁論日程は7月17日(水)午前10時半よりさいたま地裁にて)

裁判官がまともな判断をださせるためには

声をあげること、傍聴や署名とか。裁判官は批判されることを恐れる傾向はある。

大規模かつ長期間の避難への補償がなされたことがない。

★8年たったが風化させてはいけない。着の身着のまま避難してきた2世帯の受け入れをお手伝いしたことがある。白い服で避難民の放射線測定をやっているのを見て、とんでもないことが起きたのだなと思った。

除染の汚染土が校庭の端にうめてあったりする。市は頭の中が国の基準で固まってしまって考えない。

お金のかかることには足を踏み出さない。移住した人もいる。本当に大丈夫なのかまだまだ研究しなくてはいいけないし、東海原発を再稼働させてはいけない。

(文責：連絡会事務局)